海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の 一部を改正する政令案について

平成21年2月 国土交通省総合政策局

1. 背景

船舶からの廃棄物の排出規制を定めているマルポール条約附属書 V (廃物による汚染の防止のための規則)では、海洋環境保全の見地から特別な規制を行う必要がある海域を特別海域として位置付け、当該海域に十分な陸上の受入施設が整備されたことが認められた場合は、当該海域に対して特別海域としての厳しい規制を適用**しているところである。

今般、平成20年4月の国際海事機関(IMO)第57回海洋環境保護委員会において、同条約附属書Vで特別海域とされている「地中海海域」に十分な受入施設が整備されたことが認められ、本年5月1日から新たに特別海域に係る規制を適用することとなった。そのため、マルポール条約の締約国である我が国においてもこれらの内容を担保する必要があることから、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和46年政令第201号)を改正することとする。

※廃棄物の排出について特別海域において適用される厳しい規制の内容

- ・食物くず(生鮮魚及びその一部を除く。)については領海基線から12 海里以遠で排出
- ・それ以外の廃棄物(生鮮魚及びその一部を除く。)は原則排出禁止

2. 改正の概要

地中海海域について、マルポール条約附属書Vの特別海域に係る規制を適用させるため、別表第2の2及び別表第3を改正し、

- ①食物くず(生鮮魚及びその一部を除く。)については領海基線から12海里以遠で排出すること、
- ②それ以外の廃棄物(生鮮魚及びその一部を除く。)は原則排出禁止、とする。

3. スケジュール(予定)